

## 公 告 第 2 9 1 号

平成 1 9 年 6 月 2 6 日  
日本旅行健康保険組合  
理事長 安富 徹

### 健康保険組合事業運営基準の見直しに伴う組合規約の改正について

この 6 月 1 5 日に開催の第 5 3 回組合会において、組合規約の改正が承認されました。  
今回の改正は、基本法令である健康保険法に基づき、健保組合の具体的な事業運営を定めた「健康保険組合事業運営基準」(昭和 3 5 年 1 1 月制定)が全面的に改定されたことを受けて、当組合の規約を改正したものです。

主な改正点は「理事による理事会の招集」、「理事会での理事の特別利害関係の扱い」、「監事の監査」、「準備金の保有方法」、「一部負担還元金の扱い」、「個人情報保護の明文化」などですが、既にこれらについては法律の補足として「通知」、「指導」等で実態的には行なわれており、新規事項ではなく、これらを明文化し、条文等項目整理を行なったものです。

規約の改正は平成 1 9 年 7 月 1 日に施行し、健保組合ホームページに掲載いたします。

以上